

第 2 回村上市上下水道事業審議会 Q & A

1 ヒト

No.	質問	回答
1	<p>①人材確保（特に専門職）の案</p> <p>②担当課の職員は課題対応や取り組みについてどのように共有されているか。</p>	<p>①公営企業としての単独採用は行っておらず、市として、村上市職員定員適正化計画に基づき採用している。技師については、個別計画により退職者数以上の採用を行うこととしており、人事当局が、上下水道課の業務量に見合った職員を配置する方針としているため、現状では、人事当局に対して要望をするほか手立てがない。</p> <p>②課内会議や室会議において課題共有に努めている。</p>

2 モノ

No.	質問	回答
1	<p>施設ごとに事業費、維持管理費等のコストがどの程度かかっているか審議会の資料として提示いただくことは可能か。</p>	<p>施設ごとのコストを求めるには、経費の多くを曖昧な根拠によって按分せざるを得ず、実情に即さない恐れがある。地区、事業毎に区分したものを提示することとしたい。</p>
2	<p>水道管の法定耐用年数は 40 年と聞いているが、下水道管の場合も法定耐用年数の定めがあるか。また、各施設（建屋・機械設備など）についても法定耐用年数が夫々あるか。</p>	<p>下水管渠の耐用年数については、総務省からの通知により 50 年となっている。また、各施設の耐用年数については、地方公営企業法施行規則に規定があり、各事業共通となっているほか、記載のない処理設備等については、管渠と同様に総務省通知による。</p>

3 その他

No.	質問	回答
1	<p>上下水道事業夫々において所管省庁が分かれている。特に、下水道事業では国交省（公共・特環）、農水省（農集）、総務省（個別排水）のように各省庁に分散しているが、処理施設の統廃合等にはこの縦割りが壁としてあるのか。あるとすればどのような問題か。</p>	<p>効率的な汚水処理を実施するため、農集排施設と公共下水道施設を統合する事例が全国的に増加しており、国土交通省と農林水産省などが連携して事務手続きの調整や整理などを行い広域化・共同化を推進している。このことから、所管省庁の違いが統廃合事業を行う上で大きな問題とはならないと考えている。</p>